

第1 利用権設定（経営受委託、移転及び転貸を除く）関係

1 各筆明細

必ず記入を！！

肝付

必ず捨印

新富

整理番号	利用権を設定を受ける者の住所及び氏名 (A) (借る人)	借主	住所	肝付町前田〇〇〇番地5	振興会	〇〇〇	氏名	肝付 太郎	肝付
	利用権を設定する者の住所及び氏名 (B) (貸す人)	貸主	住所	肝付町新富△△△番地3	振興会	△△△	氏名	新富 はな	新富
利用権を設定する土地(C)			設定する利用権(D)				利用権を設定する土地の(B)以外の権原者等(F)		
所 在	現況	農振	面積(m ²)	利用権の種類	内容	始期	存続期間(終期)	再設定	貸借料関係
大字	字	地番	地目	振	外	789	貸借権	使用貸借権	10aあたり
前田	□□□	968	田	振	外		5年	新規	1筆で
				振	外		R元・〇・〇	R6・〇・〇	
				振	外		H	新規	
				振	外		F	新規	
				振	外		F	新規	
合計	筆		m ²	【田 筆		m ² ・畑 筆	m	支払月	月

賃借権設定の方は必須です!!
該当する空欄に金額または物納の数

いずれかに、〇をし

貸主の外に権利を有する者がいるときは記入・押印

※この利用権設定にあたり、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地情報の提供や借主・貸主の紹介、その他適切な寄与があったことを確認しました。

借主(A)	氏名	肝付 太郎	肝付
貸主(B)	氏名	新富 はな	新富

農地を借りて耕作する者の農業経営の状況											
肝付 太郎		性別	男	年齢	59	農作業従事日数	150	日			
利用権の設定等を受ける土地の面積 (A) m ²	利用権の設定を受ける者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) m ²	利用権設定等を受ける者の主たる経営作物 (C)	利用権の設定を受ける者の世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況			利用権の設定等を受ける者の主な家畜の飼養の状況(E)		利用権の設定等を受ける者の主な農機具の所有状況			
農地	789	農地	12,345	水稻	世帯員(構成員)	農業従事者(うち15歳以上60歳未満の者)	雇用労働力年間延日数	種類	数量	種類	数量
採草放牧地		採草放牧地			男 1人	農業専従者 (人)	2人	肉用牛	20	トラクター	1
その他					女 1人	農業補助者 (人)	150日	繁殖牛		耕運機	1
						主として農業に従事する者 (人)	1人	豚		バインダー	
						従として農業に従事する者 (人)	1人			田植機	
										動噴	1
										モーター	1

※租税公課の負担

- 1.目的物に対する租税は、貸主が負担する。
- 2.必要な経常経費は、原則として借主が負担する。
- 3.農業災害補償法に基づく共済金は借主が負担する。
- 4.目的物に係る土地改良区の賦課金については、貸主、借主両人が協議する。
- 5.租税以外の公課等は、それぞれの支払義務者が負担する。

利用権を設定する前の耕作面積を記入

土地改良費については、双方の話し合いに基づき確実に〇をして、押印

その他の同意事項		支払いは	
項目	借主	経常代	揚水代
土地改良費(両者の協議)	借主	〇	〇
	借主		
	借主		

※借人の遵守事項

- 利用権の設定を受けた者(借主)は周囲の営農を阻害することがないように次を遵守すること。
- 1.農地等(あぜ、水路等を含む)を効率的かつ適正に管理すること。
 - 2.農薬や除草剤等の散布は、周囲の作物への影響を考慮し、慎重に行うこと。
 - 3.効率的かつ適正に使用できないときは、速やかに解約を申し入れ、農地を原状に回復し、返還すること。
 - 4.利用権の存続期間が満了したときは、その満了の日から30日以内に、貸主として返還すること。
 - 5.町、農業委員、その他関係機関の指導があったときは、それを遵守すること。

上記遵守事項を誓約します。
令和 年 月 日 (借主)

肝付 太郎

肝付